

○さいたま市債権管理条例施行規則

平成 28 年 3 月 31 日

規則第 66 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、さいたま市債権管理条例（平成 28 年さいたま市条例第 11 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(台帳の記載事項)

第 2 条 条例第 5 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 債権名
- (2) 債務者の住所、氏名及び連絡先（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び連絡先）
- (3) 市の債権の発生原因及び発生年度
- (4) 市の債権の額
- (5) 納付又は納入の期限
- (6) 延滞金、遅延損害金その他の徴収金に関する事項
- (7) 督促に関する事項
- (8) 時効に関する事項
- (9) 担保（保証人の保証を含む。）に関する事項
- (10) 財産に関する事項
- (11) 滞納処分、強制執行等の措置に関する事項
- (12) 納付又は納入の履歴及び交渉経過
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市の債権の管理上市長等が必要であると認める事項

(督促)

第 3 条 条例第 6 条に規定する督促は、法令等に定めがあるものを除き、履行期限後 30 日以内に行うものとする。

- 2 前項の督促は、法令等に定めがあるものを除き、督促を発する日から起算して 15 日以内の日を納付又は納入の期限として行うものとする。
- 3 第 1 項の督促は、書面により行うものとする。

(債務者に関する情報の共有)

第4条 条例第7条第1項の規則で定める債務者の情報は、第2条各号に掲げる事項とする。

2 条例第7条第1項の規定による情報の利用又は収集は、当該情報の利用又は収集をしようとする実施機関が当該情報を保有する実施機関に、書面により照会するものとする。

3 前項の規定により照会を受けた実施機関は、遅滞なく、当該照会を行った実施機関に、書面により回答するものとする。

(強制執行等の措置を執るまでの期間)

第5条 非強制徴収債権に係る地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次条において「令」という。）第171条の2に規定する相当の期間は、原則として1年とする。

(徴収停止の措置を執るまでの期間)

第6条 非強制徴収債権に係る令第171条の5に規定する相当の期間は、原則として1年とする。

(債権の放棄)

第7条 条例第10条第1項第4号に規定する相当の期間は、原則として1年とする。

(議会への報告)

第8条 条例第10条第2項に規定する報告は、同条第1項の規定による債権の放棄を行った年度に係る決算を議会の認定に付する会議において行い、次に掲げる事項を報告するものとする。

- (1) 非強制徴収債権の名称
- (2) 非強制徴収債権の件数及び額
- (3) 放棄した事由
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、市の債権の管理に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 入学準備金又は奨学金に係る貸付金の督促については、第3条の規定は、この規則の施行の日から平成28年9月30日までの間は、適用しない。